

[事案 2021-195] 契約内容確認請求

・令和4年6月20日 裁定不調

<事案の概要>

生存給付金が、10年間で110万円支払われる契約内容であること等の確認を求めて、申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年4月に契約した生存給付金付終身保険について、契約後に届いた保険証券を確認したところ、生存給付金の金額が減っているなど、契約前に募集人から説明された内容と異なっていたため、生存給付金が10年間にわたり110万円（贈与税の非課税の枠内）が支払われ、死亡した場合は、500万円（死亡保険金の非課税の枠内）が支払われる保険であることの確認を求める。

<保険会社の主張>

設計書には、申立人が主張する金額の記載はなく、そもそも申立人の主張する金額での商品設計はできないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張は認められないものの、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 本契約は、申立人が子への相続財産の分配を目的に加入したものであるが、契約後10年経過することが前提であって、それ以前に申立人が死亡した場合は、申立人の目的が達成されない可能性がある。
- (2) 申立人が、契約後に死亡保険金の受取人変更手続（受取人を3人の子ども全員とする）をしたために、結果的に上記の不都合はある程度回避できることとなったが、募集人が必ずしも申立人の意向に沿っているとは言えない商品を勧めていた可能性が高い。